

平成25年度中小企業支援計画（解説）

I. 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

全国420万の中小企業・小規模事業者は、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である。特に、全国366万に及ぶ小規模事業者の活力を引き出すことは日本経済の成長に不可欠である。

現在、日本経済には、円高・長引くデフレから抜け出ようとする明るい兆しが見られる。一方で、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、まだ景気の回復を実感できないでいる。

経済産業省では、中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため、本年2月に「ちいさな企業」成長本部」を設置した。これまで、全国21箇所延べ1,610人の経営者、支援機関等の方々から「生の声」を伺い、その集大成として6月4日に「行動計画」をまとめた。

「行動計画」には、①地域に眠るリソースを最大限に活用する、②中小企業の新陳代謝を活発にする、③積極的に成長分野に参入する、④海外に打って出る、との4つの行動目標と中小企業・小規模事業者、支援機関、国それぞれが取り組む具体的なアクションを盛り込んでいる。今回の「行動計画」の特徴は、事業者、支援機関及び国が、取るべき「行動」についてしっかりとコミットすることにある。

この「行動計画」は政府の成長戦略である「日本再興戦略」の中の起業・創業の促進や海外展開支援といった施策に反映されている。地域経済を支えている方々が景気回復の実感を持てるような環境を一日も早く作るためには、何よりも「行動計画」を着実に実行していくことが必要である。

このため、今後も、「ちいさな企業」成長本部」の開催を継続し、引き続き、地域の中小企業・小規模事業者の方々との対話を行っていく。

II. 中小企業・小規模事業者の支援に関する基本方針

近年、中小企業・小規模事業者を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設された。平成25年9月20日時点で、税理士、弁護士、会計士、中小企業診断士、商工会議所、商工会、地方銀行、信用金庫など17,445機関が認定されている。認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業・小規模事業者に対して、①事業計画の策定や実行支援、その後のフォローアップ、②小規模事業者活性化支援事業等の支援事業における計画策定支援、③金融円滑化法終了に伴う経営改善計画の策定支援、④中小企業・小規模事業者支援施策の情報提供・活用促進等を実施している。

また、認定支援機関間の連携を強化するために、全国約130箇所に、認定支援機関その他の関連機関で構成される地域プラットフォームを設置し、データベース共有による専門家派遣などの取組を進めている。

今後、地域の中小企業・小規模事業者の創業、経営革新、金融支援、事業再生などの様々な経営相談に対し、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を全

国約47箇所を設置することを検討する。「よろず支援拠点」では、個々の認定支援機関や地域プラットフォーム、公的支援機関、支援機関以外の業務連携先と協力して、各種の経営課題に対し、きめ細かな支援を実施する体制の構築を目指す。

また、平成25年7月から開設した、支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じて、①国や公的機関の支援情報・支援施策の分かりやすい提供、②経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場の提供、などを推進する。

このように、地域の中小企業・小規模事業者に対して、個々の事業者の経営状況や、地域や業種の特性などを踏まえつつ、支援情報や支援施策を適切かつ迅速に提供するため、国は認定支援機関等の支援体制の整備、強化を進めるとともに、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）や独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）においても、認定支援機関等に対する情報提供や助言などの協力を行うことが求められる。

なお、本支援計画の策定に当たっては、国、都道府県及び中小機構が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果を最大化することが重要である。

本支援計画をもとに、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取組が行われていくことを考えれば、「対話と協力」の重要性は高まっていくものである。

Ⅲ．国の事業

1．事業の実施体制

国においては、国の各支援事業の実施に当たって、都道府県、中小機構の支援事業と適切な役割分担の下で緊密に連携し、認定支援機関や地域プラットフォームなどの地域の支援の担い手を有効活用しつつ、中小企業・小規模事業者の経営課題にきめ細かく対応する。また、支援事業の実施状況や成果を把握するとともに、実施者や関係者から意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとって使い勝手がよい事業となるよう、不断の見直しを行う。

2．事業の概要

平成24年度補正予算や平成25年度当初予算に基づく各支援事業を、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

（1）小規模事業者等の支援

①地域需要創造型等起業・創業促進補助金

200.0億円(平成24年度補正)

新たに起業・創業や第二創業を行う女性や若者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等を支援する。

解説

本事業は、新たに起業・創業や第二創業を行う女性や若者等に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する事業で、新たな需要や雇用の創出を図り、我が国経済を活性化することを目的としている。

なお、本事業においては認定支援機関たる金融機関等が事業計画策定・実

行支援等を実施することとなっている。

② 中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業

14.8億円(平成24年度補正)

48.0億円(平成25年度当初)

中小企業・小規模事業者等の新たなビジネス創造や、経営改革等をサポートするため、100万以上の中小企業・小規模事業者や起業を目指す者と、1万以上の専門家等が参画し、時間・場所にとらわれずに自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができるITシステムを構築・運営するとともに、高度な経営分析等の支援を行う専門家の派遣を実施する。

本事業において、本年7月から、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト「ミラサポ」を開設した。「ミラサポ」では、①国や公的機関の支援情報・支援施策をわかりやすく提供する、②経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する、などの機能を整備している。また、9月からは、地域プラットフォームを活用して、本サイト上で専門家の派遣を依頼することを可能としている。

今後、ユーザーからのコメントや、さらには“ちいさな企業”成長本部の議論を踏まえ、機能拡充等を進め、10月以降、「本格版」として運用を開始する。

解説

本事業は、中小企業・小規模事業者の内外環境の変化により、経営課題・経営支援ニーズが複雑化・高度化・専門化する中、このような中小企業・小規模事業者の成長を後押しするため、各段階の経営課題・相談ニーズに応じきめ細かく対応できる経営支援体制を構築するもの。

具体的には、国の委託する事業者が、100万以上の中小企業・小規模事業者や起業を目指す者と、1万以上の専門家等が参画し、時間や場所にとらわれずに自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができるITシステムを構築・運営する。

また、中小企業・小規模事業者の高度な経営課題等の相談に対応するため、専門家派遣を実施する。

③ 小規模事業者活性化支援事業

30.0億円(新規)

認定支援機関たる金融機関等と連携して、小規模事業者において、女性や若者をはじめとした意欲ある経営者や従業員が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組を支援する。

解説

本事業は、経営力強化支援法に基づく認定支援機関等と連携し、小規模事業者が行う特色ある新商品の開発・生産、新たな販売方法の導入、新サービスの提供等の取組に対し支援を行う。

④ 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

7.0億円(新規)

親事業者の生産拠点が閉鎖または、閉鎖が予定されている地域の下請小規

模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

また、下請中小企業グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

解説

本事業は、下請中小企業の振興を図るため、下請中小企業が自立的に取引先の開拓を図る取組などを支援するものである。

⑤ものづくり小規模事業者等人材育成事業

3. 5億円（新規）

我が国のものづくり小規模事業者等が、厳しい国際競争環境の中で、潜在力・底力を発揮できるようそうした事業者等のものづくり人材を育成するため、優れた技術・技能を有する者を指導者として活用し、ものづくり小規模事業者等における技術・技能の継承を支援する。

解説

ものづくり小規模事業者等の製造現場において中核として働く人材が、その製造現場において、技術・技能を着実に次の世代へ継承するために必要な能力を高めるため公募により選定された、優れた技術・技能を有する者の行う講習に参加する際に要する受講料や旅費、宿泊料の一部を補助する。

⑥小規模事業対策推進事業

うち 商工会・商工会議所指導事業（内数）

3. 7億円

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う指導や情報の収集及び提供等に係る事業に対して支援する。

解説

本事業は、商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業の効果的な実施を図るため、全国商工会連合会及び日本商工会議所を通じて指導や情報提供等の支援や、商工会等の指導員に対する研修会や都道府県商工会連合会の役員セミナー等を行い、当該指導員等の資質の向上を図るものである。

⑦中小企業連携組織対策推進事業

うち 指導機関指導員能力向上研修等関連事業

1. 5億円

組合を設立しようとする中小企業や経営課題を抱えている組合等の組織連携に対する経営指導・支援に当たる都道府県中小企業団体中央会指導員に対して、中小企業団体中央会が実施する能力向上に必要な指導・研修事業を支援する。

また、中小企業団体中央会が実施する中小企業が経営資源の強化及び補完

を図るための多角的連携指導に関する調査や、中小企業組合の設立同行調査を始めとする各種調査・情報提供等に対して支援する。

解説

本事業は、中小企業の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業組合や各都道府県中小企業団体中央会への経営指導・支援を行う全国中小企業団体中央会に対して、当該経営指導・支援に係る経費を補助するものである。

また、組合等の力だけでは解決できない専門性を有する諸課題（法律、情報処理、会計等）を解決するため、外部専門家の紹介や、中小企業組合が事業基盤の強化を図るためのフイージビリティ・スタディ等について支援する全国中小企業団体中央会に対して、当該支援に係る経費を補助するものである。

⑧ 中小企業取引適正化対策事業委託費

(ア) 下請かけこみ寺事業

3.9 億円

全国48箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決（ADR）手続による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等との連携を図る。

解説

本事業は、全国の中小企業が抱える下請取引に関する悩み・相談ごとに相談員や弁護士が親身になって対応し、取引に関するトラブルを裁判以外の手法（ADR）で迅速に解決するとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発を行い、本部及び各都道府県の48カ所の「下請かけこみ寺」が連携し、下請適正取引の推進を図る。

また、下請かけこみ寺の相談員が弁護士からの助言を得て、中小企業からのきめ細かな相談に対応できる体制の整備を図る。

(イ) 下請取引改善事業

0.8 億円

下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の違反を未然に防止する観点から、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を実施する。

解説

本事業は、下請代金支払遅延等防止法等の周知徹底を図るため、親事業者の調達担当者を対象とした基礎コース講習会、実践コース講習会を実施するものである。

(ウ) 官公需情報提供事業

0.3 億円

国、独立行政法人等がホームページで公開している発注情報を自動検索で収集、データベース化し、中小企業が自らのニーズ（地域別、発注品目

別等)に合わせて絞り込むことで、簡易に発注情報入手できる「官公需ポータルサイト」の運営や、発注事例や受注事例の中から他のモデルとなる事例を収集し、他の発注者や受注者に情報提供を行う。

解説

本事業は、官公需における中小企業者の受注機会を増大させるため、中小企業者等に的確な情報を提供するものである。

(2) ものづくりや海外展開等への新たな挑戦の支援

① ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

1,007億円(平成24年度補正)

ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し、我が国製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現するため、ものづくり中小企業小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助する。

解説

本事業は、きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、認定支援機関と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援する。

② 中小企業・小規模事業者人材対策事業

281.8億円(平成24年度補正)

中小企業・小規模事業者の優秀な人材確保のため、育児等で一度退職し再就職を希望する女性や新卒者等に対する中小企業・小規模事業者での職場実習を支援するほか、地域の中小企業支援機関と大学等が連携し、地域企業の魅力を発信しつつ、大学との顔の見える関係の構築、新卒者等とのマッチング、人材育成・定着までの一体的な取組を支援する。

解説

本事業は、以下の事業を実施するものである。

1) 中小企業新戦力発掘プロジェクト

育児等で一度退職し、再就職を希望する女性等(新戦力)に対し、職場経験のブランクを埋める機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する。実習生に対し、日額最大7,000円の技能習得支援助成金を支給する。

2) 新卒者就職応援プロジェクト

新卒者等に対し、職場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する。実習生に対し、日額最大7,000円の技能習得支援助成金を支給する。

3) 地域中小企業の人材確保・定着支援事業

地域の中小企業支援機関と大学、ハローワーク等が連携し、日常的に顔が見える関係の構築から、中小企業・小規模事業者と新卒者等のマッチング、若手人材の育成・定着までを一体的に行う取組を支援する。

③地域力活用市場獲得等支援事業

200.1億円(平成24年度補正)

中小企業・小規模事業者の販売力強化、財務管理能力の向上を図るため、中小企業・小規模事業者が行う新商品開発、内外販路開拓、海外共同現地進出、統合財務管理ソフトの開発・導入等を支援する。

解説

本事業は、地域経済の下支えとともに、消費税率の引き上げを見据えた体質強化を図るため、地方の中小企業・小規模事業者の新商品等の開発、国内外の販路開拓を行い、商品展開力・販売力を向上させるもの。

我が国の中小企業・小規模事業者のほとんどは、商品開発や販路開拓等に必要経費資源(資金・人材)が不足していることから、全国にネットワークを持ち、また地域に密着している商工会・商工会議所を活用しながら、中小企業・小規模事業者の新商品等の開発や、国内外の販路開拓を、総合的に支援するものである。

④中小企業・小規模事業者海外展開事業化・研修支援事業

(ア) 中小企業海外展開一貫支援事業

5.0億円(平成24年度補正)

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」と中小機構が連携し、実現可能性調査(F/S調査)等を通じた企業発掘・育成から、官民の支援機関が連携した海外現地でのプラットフォームを活用し中小企業の海外展開実現までの一貫した支援を行う。

解説

ジェトロ及び中小機構が連携し、中小企業の海外展開に係る事業計画策定のための国内での事前準備及び実現可能性調査(F/S調査)に対し支援を行う。また、官民の支援機関が連携した海外展開現地支援プラットフォームを構築し、現地のマッチングや情報提供、拠点設立等のサポートを行う。

(イ) 中小サービス業等海外現地人材育成支援事業

15.0億円(平成24年度補正)

中小サービス業等の海外展開を加速化させるため、中小サービス業等が海外現地事業を担う中核人材を日本で育成する取組等に対し支援する。

解説

本事業は、海外でサービス業等を営む中小企業にとって現地事業を担う中核人材の確保・育成が極めて重要であることから、中小企業の現地中核人材に対する研修の実施を支援するものである。

具体的には、海外でサービス業等を営む中小企業に対して、海外現地人材を日本に招聘して行う座学及び日本企業の現場での研修、並びに中小企業の従業員や専門家を現地拠点等へ派遣して行う現地人材の研修の実施に必要な経費を補助する。

⑤中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業

42.0億円(平成24年度補正)

新興国への進出経験・人材が不足しており、多角的な新興国展開が困難であるが、新興国進出に取り組もうとする中小企業・小規模事業者等に対して、現地でのビジネス経験豊富なシニア人材（企業OB等）を専門家として派遣し、現地での拠点設立等までハンズオンで支援する。

解説

新興国への進出プランを持つ中堅・中小・小規模事業者からの要請を受けて、ジェトロが計画審査の上で、企業OB等の専門家を派遣する。専門家は、進出計画実現のため、現地での拠点設立等まで最長2年間、ハンズオンで支援を行う。

⑥ 中小企業海外高度人材育成確保支援事業

0.6億円（新規）

日系中小企業と現地の大学・高等専門学校等との協力の下、現地でのジョブフェア及び企業文化講座を実施し、日系中小企業の海外における高度人材の育成・確保を支援する。

解説

本事業は、タイ・ベトナム等の日系中小企業と現地大学・高専等との連携により、以下の取組に対し支援を行うものである。

- ・現地でのジョブフェア（日系中小企業への理解の促進に向けたセミナー、企業によるPR、就職面接等）
- ・企業文化講座（現地日系中小企業や専門家による大学等での講義）

⑦ 新事業活動・農商工連携等促進支援事業

18.6億円（新規）

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）や、異分野・異業種の中小企業の連携を支援する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）等に基づき、中小企業者が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組を支援する。

解説

本事業は以下の支援を行うものである

1) 新連携型

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき、異分野・異業種の中小企業者同士が連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を活用して行う新事業活動に対し支援を行う。

平成25年度末時点で、872件の計画を認定。

2) 地域資源活用型

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づき、中小企業者等が地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源、伝統文化等）を活用して行う新事業活動に対し支援を行う。

平成25年度8月末時点で、1,123件の計画を認定。

3) 農商工等連携型

24 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を活用して行う新事業活動に対し支援を行う。

平成25年度8月末時点で、562件の計画を認定

⑧ものづくり中小企業連携支援事業

(ア) 戦略的基盤技術高度化支援事業

107.8億円(新規)

中小企業・小規模事業者、地域の大学等の研究機関等が連携して行う、特定ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化に資する研究開発等を支援する。

解説

本事業は、ものづくり中小企業・小規模事業者を含む事業管理機関、研究実施機関、アドバイザー等によって構成される共同体が実施する、川下企業のニーズを踏まえた研究開発に対して、最長3年間の委託事業として行う。

(イ) 地域イノベーション創出実証研究補助事業

2.9億円(新規)

産学官の技術や資源を最適に組み合わせた産学官連携体制の構築を通じて地域発の優れた実用化技術の事業化を促進し、新事業の創出につなげるため、地域の中小企業を中心として、大学及び高等専門学校、公的研究機関等が共同で実施する、実証研究（実用化技術の実証又は性能評価等）を支援する。

解説

本事業は、中小企業、大学及び高等専門学校、公的研究機関等からなる研究体が行う実証研究に対して支援を行う。実証又は性能評価等に必要経費として、機器設備費、消耗品費、労務費や、中小企業、大学等に対する委託費、共同研究費等を補助対象とする

(ウ) グローバル技術連携支援事業

8.0億円(新規)

ものづくり技術における新興国企業の追い上げや、装置や部品等の分解による重要技術の流出・模倣等の現状に対応するため、ニッチ分野等の世界市場獲得を目指す中小企業の連携体が行う技術流出防止対策や模倣品対策等を目指す試作開発と販路開拓を支援する。

解説

本事業は、中小企業の連携体が行う海外展開のために実施する新技術の開発、販路開拓の取組を支援する。具体的には中小企業の連携体が事業計画書を作成し、これに基づいて実施する海外進出時の技術流出対策、現地基準への適合や規制への対応、そのために必要な技術開発や試作品開発等を支援する。

⑨ 中小企業海外展開総合支援事業

(ア) 中小企業海外展開発掘・事業化支援事業

26.4 億円 (新規)

中小企業の海外展開への取組に対し、ジェトロ及び中小機構が連携し、展示会等を活用した販路開拓支援を行うとともに海外展開に関する情報提供・アドバイスによる支援を行う。

解説

ジェトロ及び中小機構が連携し、国内外での展示会への出展支援や海外バイヤーを招聘した商談会を開催するとともに、海外の法規制や輸出に関する手続きについて情報提供を行い、中小企業の海外展開を支援する。

(イ) JAPAN ブランド育成支援事業

5.1 億円

中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が連携して地域の優れた素材や技術等を活かした海外市場開拓を行おうとする際、基本戦略の策定や商品の開発・海外展示会への出展等を支援する。

解説

本事業では、以下の取組に対し支援を行うものである。

・戦略策定段階への支援

自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査などを行うプロジェクトに対し、1年に限り支援を行う。

・海外市場開拓段階への支援

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、展示会出展等のプロジェクトに対し、最大3年間の支援を行う。

⑩ 中小企業技術革新挑戦支援事業

0.4 億円

多段階選抜方式、特に研究開発前の探索研究・実証実験 (F/S) の導入についての有効性を実証することにより、各省庁への同方式の導入・普及を図る。

解説

中小企業が、国等の研究開発事業への応募に先立ち、自社の有する技術及び技術シーズが事業化できるか否か等の実現可能性調査を行うことを支援する。今年度は厚生労働省の障害者自立支援機器等開発促進事業と連携する。

⑪ 特許等取得活用支援事業

16.0 億円

中小企業等が企業経営の中でノウハウを含めた知的財産活動が円滑にきりよう中小企業におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに知的財産に関する相談を一元的に受け付ける専門の相談窓口 (「知財総合支援窓口」) を設け、同窓口で解決を支援する専門人材を配置してワンストップで解決支援を行う。

解説

本事業は、「知財総合支援窓口」を都道府県の中小企業等の利便性が高い場所に設置し、様々な専門家や支援機関等とも連携して知的財産に関する悩み等の解決を図るワンストップサービスを提供するものである。具体的には、次に掲げる支援を実施する。

- ・窓口支援担当を配置し、中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の課題等をその場で解決支援。
- ・上記1)による解決が困難なより高度な知的財産の課題等に対して、弁理士や弁護士などの知財専門家の活用や支援機関との連携による解決支援。
- ・知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産の活用促進。
- ・知的財産に関する各種支援施策の紹介・説明、特許等の産業財産権に関する出願等手続支援（電子出願支援を含む）。

⑫小規模事業者地域力活用新事業創出支援事業

14.6億円（新規）

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とし、商工会・商工会議所等が小規模事業者等と協力し地域資源を活用した特産品開発等やその販路開拓等の取組を支援するための事業に対して支援する。

解説

本事業は、地域の小規模事業者等による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を促進するため、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所が小規模事業者等と協力し地域の資源を活かした新商品開発・全国的な販路開拓等への取組や、地域の産品・日本の美などの価値等、その地域においてのみ体験可能な魅力を活用したブランド形成等に対して幅広く支援するもの。

また、地方における、環境問題、少子高齢化、人口の都市部偏在等の課題の顕在化を背景に、このような諸課題解決について生活者の視点から行う事業（コミュニティ・ビジネス）であり、商工団体が小規模企業、地元自治体等と一体となって取り組むまちづくり・むらおこし、介護・福祉等の事業に対して、地域経済の活性化及び雇用創出の観点から支援を実施するものである。

⑬中小企業連携組織対策推進事業（再掲）

うち 中小企業活路開拓調査・実現化事業

3.0億円

全国中小企業団体中央会が行う効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対する新たな活路の開拓を図るための調査研究や実現化に向けた取組への支援を支援する。

解説

本事業は、効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、ビジョンの策定、試作品の研究・開発、情報ネットワークシステムの構築等を行う事業に要する経費等について、全国中小企業団体中央会を通じて支援する。

⑭地域中小企業外国出願支援事業

3. 4 億円

地域の中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター等を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出願（特許、実用新案、意匠、商標に関する出願をいう。以下同じ。）を支援する。

解説

本事業は、都道府県等中小企業支援センターが実施する中小企業の外国出願費用の助成事業に対して、その費用の二分の一を補助するものである。

具体的には、都道府県等中小企業支援センターに対する補助金交付を通じて、外国における事業展開又は第三者による抜け駆け商標出願（いわゆる冒認商標）の対策を計画している中小企業に対し、外国出願にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。

(3) 地域商業の機能強化による地域経済の活性化

① 地域中小商業支援事業

38. 7 億円（新規）

次世代のリーダー育成等により商店街組織の体質強化の構造改革に資する事業を支援する。また全国商店街振興組合連合会が行う商店街活性化に係る研究会、都道府県商店街振興組合連合会に対する各種研修事業及び商店街が実施する基礎的活動等を支援する。

解説

本事業は、少子高齢化の進展やモノからサービスへの消費のシフト、郊外型大型店との厳しい競争等、近年の商店街を取り巻く厳しい環境に鑑み、商店街等が地域のコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化が図られるよう、外部環境の変化に適合した形で構造改革を進める取組を支援する。また全国商店街振興組合連合会への補助を通じて、商店街活性化施策等の普及・啓発を行うとともに、商店街を下支えする活動や商店街関係者の人材育成を促し、地域経済の中心的存在である中小小売商業及び商店街の活性化を図る。

② 小規模事業対策推進事業（再掲）

うち 経営安定特別相談事業

0. 4 億円

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」での中小企業の相談対応を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等に対して支援する。

解説

本事業は、経営の危機に直面した中小企業の経営上の問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会や主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」において、中小企業からの相談に応じる体制等を支援するものである。

平成24年度は、248カ所に経営安定特別相談室が設置されており、平

成 2 3 年度の相談実績は 2, 2 9 1 件となっている。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業再生

① 認定支援機関による経営改善計画策定支援

4 0 5 億円(平成 2 4 年度補正)

認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定・金融機関調整・フォローアップ等を支援し、経営改善を促進する。

解説

本事業は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成 2 1 年法律第 9 6 号)の期限到来を踏まえ、税理士、弁護士、金融機関等からなる認定支援機関を活用して、自らでは経営改善計画の策定が難しい規模の小さな中小企業・小規模事業者の計画策定を支援し、経営改善を促進していくため、補正予算に 4 0 5 億円を計上。具体的には、認定支援機関による経営改善計画策定費用やフォローアップ費用等について、その 2 / 3 (上限 2 0 0 万円) を支援する。

② 中小企業再生支援協議会事業

4 0 . 5 億円 (平成 2 4 年度補正)

4 3 . 4 億円 (平成 2 5 年度当初)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 1 1 年法律第 1 3 1 号。以下「産活法」という。)に基づき、各都道府県の商工会議等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会において、企業再生及び事業引継ぎに関する知識と経験を持つ専門家が、中小企業再生及び事業引継ぎについての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイス等を実施する。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な中小企業については、常駐専門家から構成される支援チーム(必用に応じて、中小企業診断士、公認会計士、弁護士、税理士等の外部専門家を含めることができる。)において、再生計画策定及び金融機関との調整を支援する。

解説

本事業は、企業再生及び事業引継ぎに関する知識と経験を持つ専門家が、中小企業からの依頼に応じ、相談から再生計画策定支援及び事業引継ぎ支援まできめ細かく支援するものである。中小企業再生支援協議会は、平成 1 5 年 2 月の設置以来、平成 2 5 年 3 月末までに 2 7, 5 9 3 社からの相談に応じ、このうち約 6 割は、経営や資金繰りのアドバイスや関係支援機関の紹介等により相談内容が解決した。また、これまでに 4, 7 1 1 社の再生計画策定支援を完了し、その結果、2 6 3, 4 8 7 人の雇用を確保・維持するなど、地域の中小企業の身近な相談窓口として、また債権者間調整機能を果たすものとして重要な役割を果たしている。また、平成 2 3 年 7 月の産活法改正により、全国 4 7 都道府県の認定支援機関の業務に新たに事業引継ぎ支援業務を追加し、事業診断、事業継続に係る情報提供・助言等を行う「事業引継ぎ相談窓口」を設置することとなった。さらに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に、「事業引継ぎ支援センター」を設置し、事業引継ぎに関するより専門的な支援を実施することとしている。

平成25年度においては、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）の期限到来を踏まえ、支援に係る質の向上及び量の増加を図るため、中小企業再生支援協議会の体制の抜本強化として、補正予算において41億円を計上。中小企業再生支援協議会の全国本部や各支援協議会への人員拡充等を図り、中小企業・小規模事業者に対する計画策定支援体制の強化を行っていく。

事業引継ぎ支援事業については、事業引継ぎ支援センターを都市部のみではなく全国的に拡充し、事業引継ぎに関する中小企業からのニーズにきめ細かく対応出来るような体制を整える。

なお、中小企業の再生においては、経営悪化時の早期対応が重要であることから、地域支援機関等と協力し、引き続き、中小企業の経営者等に対して中小企業再生支援協議会の早期活用を促す。

③ 認定支援機関等研修事業

1. 2億円（新規）

（ア）認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業

認定支援機関を対象として、経営改善計画の策定支援に必要な専門知識を習得するための研修を実施し、経営改善の支援能力を強化していく。

解説

認定支援機関については、中小企業の経営状況の分析や事業計画の策定・実行支援を適切に実施する観点から、一定レベル以上の税務及び金融等の知識や実務経験を有する者を国が認定することとしており、現在、税理士、弁護士、金融機関等の支援機関が認定を受けているところ。

他方、経営改善計画の策定支援を行うにあたり、再生実務等の一定の専門知識が求められ、また、その支援能力は認定支援機関毎に異なる。そのため、経営改善計画の策定支援に必要な専門知識を習得するための研修を実施し、全国の認定支援機関の経営改善の支援能力を強化していく。平成24年度補正予算で措置した予算で、すでに1月末から3月上旬にかけて、全国80カ所、約3,400人を対象に第一弾の研修を実施したところ。これ以降の研修についても、実施方法等を見直しながら、5月中旬から継続的に実施し、認定支援機関における経営改善に向けたノウハウやスキルの向上を図っていく。

（イ）高度実践型支援人材育成事業

経営支援に実績のある優れた支援機関が、地域金融機関等から研修生を受け入れて実践的な研修事業を行う際に、必要な経費を補助する。

解説

中小企業への経営支援の効果を高めるためには、支援人材の育成・増強が必要である。従来の支援機関に加えて、地域金融機関等でも地域密着で中小企業の経営支援に取り組む動きが見られるものの、優れた支援人材を育成するためには、座学による知識の習得に加え、現場における個々の企業支援を通じた実践的な体験が必要であり、経営支援の実績に乏しいこれらの機関ではOJTによる育成が難しい状況にある。

そのため、本事業では、経営支援に実績のある優れた支援機関が、今後、

経営支援に取り組む地域の新たな担い手となる支援人材を受け入れ、個々の企業支援を通じた実践的な研修事業を行う場合に、必要な経費を補助する。

(5) 消費税引き上げに伴う転嫁対策
消費税転嫁対策窓口相談等事業

42. 1億円(平成24年度補正)

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して講習会、相談窓口の設置やパンフレット等による周知などを行う。

解説

本事業は、消費税率の二段階にわたる引上げに備え、中小企業者等が円滑かつ適正に消費税を転嫁できる環境を整備するために行うもの。具体的には、全国各地で以下のような事業を実施する。

- ・講習会の開催：消費税制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、消費税の転嫁円滑化等を促進するため、中小企業団体や認定支援機関等と連携して講習会を開催する。
- ・相談窓口の設置：中小企業からの消費税の転嫁対策等に関する相談に対応するため、中小企業団体等と連携して相談窓口を設置する。
- ・パンフレット等の配布：消費税制度の改正内容や政府の講ずる転嫁対策などについて中小企業向けに分かり易いパンフレット等を作成し、中小企業団体等と連携して周知を行う。

(6) 被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興支援

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）による被災施設・設備の復旧・整備の支援などに加え、資金繰り支援、二重債務問題対策等をはじめとして、被災中小企業等の経営支援、経営資源の確保に努める。

① 中小企業等の再生支援

0.6億円

甚大な被害を受けた事業者の二重債務対策に引き続き取り組み、再生を支援する。

② 特別相談窓口等の継続

経済産業局等に設置している特別相談窓口において、被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

③ 中小企業電話相談ナビダイヤルの継続

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を設置する。

IV. 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との緊密な連携と適切な役割分担の下で積極的に事業の実施に努めるとともに、地域の認定支援機関等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実

施に努めることが期待される。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に努めることを期待する。

なお、都道府県等中小企業支援センターとの連携強化を図り、中小企業支援体制を充実するため、本年4月に、全国中小企業取引振興協会を事務局として、「中小企業庁及び都道府県等中小企業支援センター協議会」を設置したところ。現在、2カ月に1回程度の頻度で中小企業支援施策における自治体、都道府県等中小企業支援センターとの連携のあり方などについて検討を進めている。

2. 事業の概要

(1) 中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底

① 都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

② 中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援

(ア) 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

(イ) その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業。

③ 中小小売商業の振興支援

(ア) 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

(イ) その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

④ 小規模事業者に対する支援

(ア) 経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

(イ) 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するための設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業。

(ウ) その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

⑤ 中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

⑥その他の経営基盤の強化に資する事業
その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

(2) 起業・新事業展開しやすい環境の整備

①経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

②その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に加え、海外展開に挑戦する中小企業に対する支援事業。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

①経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備する事業。

②その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第二期中期目標（平成21年2月27日付け財務大臣及び経済産業大臣策定）に基づき、全国的視点に立って、中小企業の高度な専門性を有する経営課題等に対し、多様な支援ツールを活用しつつ機動的に支援を行う。また、中小機構は、地域本部等を通じて、認定支援機関等との連携体制を構築する。中小機構が持つ全国ネットワークから得られる支援情報や、これまで培った支援ノウハウの提供等を通じて、全体としての相乗効果が発揮できる実施体制を整備する。

また、中小企業大学校等において、地域の中小企業、地方公共団体及び地域支援機関等、大学等との連携体制を構築の上、中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した実践的な研修を実施する。

2. 事業の概要

平成25年度の各支援事業については、上記の観点を踏まえつつ、以下のと

おり実施するものとする。

(1) 中小企業の新たな価値を創造する事業展開の促進

①新事業創出・販路開拓等支援事業等

中小企業の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（異分野連携）に係る事業活動に取り組む中小企業者に対して計画策定等の支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や国際展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業者等に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行う。

さらに、中小企業の海外展開支援（海外進出、国際取引等）については、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報提供、アドバイス等を実施するほか、地域支援機関や金融機関と連携し、セミナーや個別相談会等を全国で開催する。加えて、海外展開を目指す中小企業者に対して、事業可能性調査（F S）、国内外の展示会出展支援、インターネットを活用した海外販路開拓支援等を行うとともに、日本の中小企業のパートナーとなるような海外企業との事業連携を促進するための商談会等を開催することで、中小企業の海外展開を後押しする。

②インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業等を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

①中小企業支援機関連携強化事業

地域支援機関等との連携強化、支援ノウハウの共有を図るため、支援実務者を対象とした講習会や、地域支援機関等の連携強化を目的とする連絡会議やセミナー等を実施する。

また、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供により地域支援機関等との連携を強化し、地域における中小企業支援とのシナジー効果の向上を図る。

さらに、国が実施してきた「中小企業支援ネットワーク強化事業」の成果等を踏まえ、地域支援機関等の支援実務者の能力向上に向けた支援や支援事

例の情報提供等を行うとともに、地域支援機関等の連携強化に資する取組みを行う。

また、中小企業の事業承継支援が円滑に進むよう、支援事例の情報提供等を行う。

② 認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業

認定支援機関を対象として、経営改善計画の策定支援に必要な専門知識を習得するための研修を実施し、経営改善の支援能力を強化していく。

③ 認定支援機関支援協力業務

認定支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供のほか必要な協力業務を行う。

④ 高度実践型支援人材育成事業

今後、経営支援の担い手として期待される地域金融機関職員や税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士等の若手専門家等が、実践的な個別企業支援の経験・ノウハウを習得できるよう、経営支援に優れた実績を有する支援機関における職場実習を支援する。

⑤ 地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業、都道府県や地域支援機関等の中小企業支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（J-N e t 2 1）を運営する。加えて、中小企業の経営課題解決のための調査研究、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた事例等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラムの開催を通じ、中小企業に対して支援施策の浸透等を図る。

⑥ 養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題の解決能力の向上を目指す中小企業の経営者及び経営幹部等や、中小企業に対し質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

（ア）中小企業者向け研修

中小企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、中小企業の経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

（イ）中小企業支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業の経営診断実習や中小企業の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

⑦消費税転嫁対策窓口相談等事業

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、認定支援機関が開催する講習会にてテキスト等による周知などを行う。また講習会の講師等のための研修会を実施する。

⑧高度化事業

中小企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が地域中小企業を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金の一部を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利で融資する。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を図る。

⑨中心市街地商店街等活性化支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。また、中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

(3) 中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化

中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部（以下「全国本部」という。）を設置している。

支援にあたっては、中小企業再生支援協議会による中小企業支援の拡大及び質の向上を図るため、中小企業再生支援全国本部における人員の拡充や中小企業再生支援協議会へ支援人材の配置を行うなど支援体制の拡充に係る取組を実施する。

加えて、中小企業再生支援協議会に設置した経営改善支援センター（以下、「支援センター」という。）を通して経営改善計画策定支援事業を実施する。具体的には、中小企業・小規模事業者が自ら経営改善計画を策定することが

難しいため、公認会計士や税理士等の支援人材が同計画の策定を支援していくことが求められており、当該経営改善計画の策定費用等について、支援センターを通じた補助を実施するとともに、支援センターにおける支援人材の確保と支援体制の構築を支援する。

また、協議会における個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会及び支援センターの活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

その他、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業等に対し、経営資源の確保等を支援するための適切な措置を迅速に講じる。

具体的には、被災地域において、早期の事業活動再開を希望する複数の中小企業者等が入居する仮設施設を整備する事業を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業等に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業の事業再建等の支援を行う。

加えて、商談会等の開催等による販路開拓の支援など、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業等を支援するための事業を行う。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象とする被災県の貸付事業への支援の実施に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業の支援を行う。